

富士山五合目自然解説における新型コロナウイルス対応ガイドライン

令和3年4月1日

富士山五合目周辺公園利用協議会

改定 令和3年6月24日

改定 令和4年3月31日

1. 本ガイドラインについて

本協議会が富士山五合目自然解説を実施するにあたり、新型コロナウイルスの感染拡大を予防するために講じる対策についてまとめたものである。

なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、スタッフ（自然解説員及び事務局員）等関係者の意見、富士山五合目総合管理センターの運営体制等を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

- (1) 専門家会議の提言を踏まえて発表された「新しい生活様式」を参考にし、感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い・手指消毒の実施を中心として取り組む。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、スタッフや参加者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を繰り返し行い、そのリスクに応じた対策を講じる。
- (3) 事業に係るすべての人に対して、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。
- (4) 新型コロナウイルス感染症から回復した関係者が、差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、事業に係るすべての人の意識向上に努めるとともに、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。

3. 自然解説における具体的な感染防止対策

(1) 計画段階における対策

①参加者数

感染防止対策を問題なく実施できるよう、自然解説員 1 人あたりの参加者は 12 名（引率者等は除く）程度とする。

②実施コース

各コースにおける五合目来訪者や夏山登山者による混雑等を考慮し、一時的な受入休止も含めて、コースごと柔軟に対応する。また、総合管理センター内への関係者以外の立入禁止が継続されている場合、雨天時に室内レクチャーへの変更は行わず、中止とする。

③実施時間

各コースとも、富士山五合目という特殊な環境（低気温、空気の薄さなど）における参加者の体力及びマスクを着用した状態で解説を行う自然解説員の体力なども配慮し、無理のない時間設定、コース設定に柔軟に対応する。

④実施内容

参加者同士が距離を保ちつつ実施できる内容を中心とし、マスクを着用した状態では難しい観察については、参加者間の距離等に十分配慮する。早足になると呼吸が荒くなり、唾液による飛沫感染の可能性が高くなることから、時間に余裕をもったプログラム編成とし、大きな声を出すことや観察道具の使い回しは避ける。

(2) 実施日までの対策

①参加予定者との連絡方法

申込受付は、メール又は FAX とし、事前資料の送付なども基本的にメールで行うことで、郵送物を削減し、接触感染のリスクを少なくする。受付の際、代表者には、それまでの感染者との接触状況を確認するとともに、参加予定者全員の氏名と連絡先を把握するよう依頼し、急な中止や感染者が出た際の連絡に備える。

また、学校団体等で野外活動時における感染症対応マニュアル等がある場合には、事前に送付してもらい、情報の共有を図る。

②参加予定者の健康状態の把握

代表者に実施日までの 2 週間における、参加予定者全員の健康状態及び感染者との接触の有無の把握に努める。実施日までに接触の疑いが確認された場合、または発熱や倦怠感などの体調不良が認められる場合には、実施者側の判断で参加の取消が可能であることへの了承を得る。

③参加予定者の生活圏における感染状況の把握

新型コロナウイルスに関する最新情報を常に把握し、緊急事態宣言が出ている地域

や行動自粛が求められている地域からの参加については、こまめに代表者と連絡を取り、実施の可否について慎重に検討する。

④感染リスクと参加取消の了承の事前確認

自然解説における新型コロナウイルスへの感染リスクと、内容の変更・中止の可能性を事前に告知しておく。

(文例：可能な限りの感染予防策を取っておりますが、感染リスクはゼロではないことを事前にご理解の上、年齢や体調、持病などを考慮して、ご自身で参加を判断してください。当日は感染拡大の状況によって、自然解説の変更・中止を行うことがあります。)

⑤スタッフにおける健康管理

実施日 2 週間前から実施日までに、健康状態に異常がないこと及び感染者との接触の疑いがないことについて、事前に確認する。当日、発熱や倦怠感などの体調不良が認められる場合には、自宅出発前に事務局へ連絡し、活動への参加を中止する。スタッフの行動が参加者の行動に大きく影響を与えることを認識し、1 つ 1 つの行動に責任をもつよう要請する。

⑥下見・打ち合わせ時の注意

スタッフだけの下見や、代表者との打ち合わせも、必要最小限の人数で行い、密接・密集を避ける。また、自然解説を行う際に参加者が密集しないよう、事前の下見の際に、観察対象がどこにどれくらいあるのかを把握しておく。

⑦責任の所在

実施可否の決定に対する責任の所在を明確にしておく。事前に決定するときは担当課長、当日決定するときは、出勤している事務局員のうち、最上位の者とする。

(3) 実施日当日における対策

①最新の感染状況の把握

実施フィールドである富士山五合目周辺地域だけでなく、参加予定者の生活圏における行政の自粛要請や感染者の発生状況等の最新情報を確認する。

②スタッフの健康状態の確認

実施日当日の担当スタッフの健康状態を確認する。検温・体調確認を行い、少しでも体調に不安がある場合には、活動への参加を中止する。

③移動時

移動時間における車内での密集・密接を防ぐため、1 台あたりの自然解説員の乗車人数を最大 5 名とし、窓開け又はカーエアコンの外部換気機能による換気を行うものとする。また、車内ではマスクを着用し、できるだけ会話は控えるようにする。

④参加者の健康状態の確認

【事前申込の場合】

事務局員による参加者全員の健康状態の確認と手指消毒を実施し、最終的な実施の可否を判断する。事前に送付し、記入してもらった「新型コロナウイルス感染予防チェックシート（事前受付用）」により、当日までの健康状態に異常がないことを確認するとともに、検温を行い、その際に発熱や倦怠感などの体調不良が認められる場合には、実施者側の判断で活動への参加を取り止めてもらう。（体調不良者が個人で五合目まで来た場合は本人、参加グループ全員で同じ車両に乗ってきた場合はグループ全員に参加を取り止めてもらう。）

【当日申込の場合】

申込受付時（出発前）に、代表者による申込書の提出と、参加予定者全員による「新型コロナウイルス感染予防チェックシート（当日受付用）」の記入と検温を実施し、参加予定者の生活圏とその地域における最新の新型コロナウイルス感染状況を確認するとともに、健康状態、感染者との接触の有無等を慎重に判断し、個人ごとに参加の可否を判断する。体調不良及び感染者との接触が疑われる場合は、実施者側の判断で参加を取り止めてもらう（対象は事前申込の場合と同じ）。

⑤集合場所

各コースにおける集合場所については、現行通りとする。

⑥マスク（マスクに準ずるものを含む）等の着用

スタッフはマスクを着用し、予備のマスクを用意する。

参加者（引率者等を含む）にもマスクの着用を促すが、富士山五合目は平地に比べて空気が薄く、マスクを着用していない状態でも息苦しさを感じたり、高山病になることも考慮に入れ、状況に応じて柔軟に対応する。とくに、夏季は熱中症のリスクにも配慮し、十分な身体的距離を保てる場合にはマスクの着用は必須としない等、状況に応じて判断する。また、フェイスシールドの着用についても、熱がこもりやすく、体調不良の原因となりやすいため、当日の気温などに応じて判断する。なお、学校団体等、独自のマニュアルなどがある場合は、それに従う。

⑦自然解説実施中

参加者同士の身体的距離の確保や接触の回避に気を配り、大きな声で話したり笑ったりしないよう参加者の行動に注意する。とくに、複数のグループが同時に出発する場合、観察場所や時間の調整に配慮し、コース上で密にならないよう細心の注意を払う。

マスクを着けていては難しい観察（例：においをかぐ、自然の風を吸い込むなど）を行う際は、参加者間の距離を最低 1m 以上保った上で、マスクを外してよいことを伝え、実施後速やかにマスクを着用する。

⑧解説道具や自然物の共用

参加者間での道具の使い回しは避け、自然物を観察するときも、なるべく同じものを触らないようにする。

⑨自然解説終了時

自然解説員は、自然解説終了時における参加者の体調確認を行い、持参している携帯用の手指消毒液で、参加者の手指消毒を行う。消毒前は手で目や口を触らないよう呼び掛ける。

(4) 実施後の対策

①参加者の健康管理

代表者には、参加者全体の健康状態に気を配るよう依頼し、自然解説実施後 2 週間以内に体調に異変があった場合及び感染が判明した場合は、事務局まで必ず連絡してもらおうよう依頼する。

②スタッフの健康管理

担当スタッフも同様に、自然解説実施後 2 週間以内に体調に異変があった場合及び感染が判明した場合は、事務局まで必ず連絡してもらおうよう依頼する。

③スタッフジャンパー・道具類の消毒

自然解説員が着用したジャンパーや帽子が共用の場合、その都度洗濯する。自然解説に使用した道具類で、共用のものについては、十分な消毒を行う。

(5) 実施中及び実施後に体調不良者等が発生した際の対応

①自然解説実施中

富士山五合目では高山病等の体調不良が発生しやすい状態であるため、参加者の体調変化には常に気を配る。自然解説実施中に体調不良となった参加者等が発生した場合は、新型コロナウイルスへの感染の可能性も視野に入れ、活動から離脱させ、他の参加者等への感染防止の対応を行うとともに、救護所の看護師や最寄りの感染症相談機関等に相談し、指示を仰ぐ。学校団体等、独自の対応マニュアルがある場合には、それに従う。

新型コロナウイルスへの感染が疑われ、検査を受けた場合については、診断結果等を速やかに報告してもらおうよう依頼し、陽性だった場合には保健所等に報告し、指導を受ける。

当日の担当スタッフに対しては、2 週間の健康観察を要請し、発熱又は呼吸器症状を呈した場合には、感染症相談機関等に相談の上、事務局にも連絡するよう依頼する。

②自然解説実施後

実施後 2 週間以内に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合は、速やかに事務局まで報告してもらい、事務局は保健所等に報告し、指導を受ける。濃厚接触者等を

把握し、感染拡大の規模を適確に把握できるよう、保健所の調査に協力し、健康観察や外出自粛の要請等、感染拡大防止のための措置を取る。

当日の担当スタッフに対しては、2週間の健康観察を要請し、発熱又は呼吸器症状を呈した場合には、感染症相談機関等に相談の上、事務局にも連絡するよう要請する。

③総合管理センター等施設設備の消毒

感染者が活動した区域の消毒（建物、車両等）を実施する。消毒作業が完了するまでの間、自然解説は休止とし、その期間中に事前予約を受け付けていた参加予定者に中止の連絡をする。

④休止後の再開に向けて

自然解説休止後、安全に再開するために、本ガイドラインを見直し、スタッフ間で改善点を共有する。

※ 本ガイドラインを作成するにあたり、以下を参考とした。

- ・コロナ禍における自然観察会の手引き（ガイドライン）
（公益財団法人 日本自然保護協会／令和2年8月3日）
- ・森林内での活動における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び活動継続に関する基本的なガイドライン
（公益財団法人 国土緑化推進機構／令和2年6月12日）
- ・自然体験活動・自然教育・野外教育・環境教育を実施している事業体における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）
（公益財団法人 日本環境教育フォーラム・NPO 法人 自然体験活動推進協議会・一般社団法人 日本アウトドアネットワーク／令和2年5月27日）
- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対応した環境教育活動に関するガイドライン（ver.2）
（日本環境教育学会／令和2年8月27日）